

牛飼養農家の皆様へ

令和2年4月以降、牛肉の全頭検査を終了し、
抽出検査に移行します！

令和2年4月以降は、廃用牛の一部をとちぎ食肉センター(県内)において検査する抽出検査に移行します。

牛飼養農家の皆様には、引き続き適切な飼養管理と出荷調整にご協力をお願いします。

1. 牧草の給与前検査について

今まで以上に！

これまでと同じく、安全・安心な牛肉の生産のために、自給飼料の放射性セシウムの給与前検査を実施し、適正な給与量を守るようお願いします。

2. 牛の出荷について

今までどおりに！

以下に一つでも該当する農家の牛は各年度、最初の1頭をとちぎ食肉センター(県内)に出荷(1戸1頭以上)してください。

- ①過去3年間、1頭も放射性セシウム検査をしていない農家の牛
- ②過去3年間、放射性セシウムが検出されたことがある農家の牛
- ③適切な飼養管理の確認ができない農家の牛
- ④牧草検査が必要な地域(那須、那須塩原、矢板、塩谷、日光、鹿沼、大田原)の農家が飼養する繁殖牛(繁殖用に供された和牛の雌牛)

※ただし、給与前検査の対象となる飼料を給与していない繁殖牛などは除く